

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部を改正する条例の立案依頼について

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の立案を依頼する議案を付議する。

記

1 改正理由

東京都教育庁小笠原出張所の設置に伴い、小笠原業務手当の支給対象を改める必要がある。

2 改正内容

東京都教育庁小笠原出張所に勤務する職員が出張所の業務に従事をしたとき、小笠原業務手当を支給する根拠規定を整備する。

(参考) 小笠原業務手当の額

(1) 教育職給料表三級以上の職にある者

ア 小笠原村以外からの赴任職員	日額 510 円
イ 上記ア以外の職員	日額 410 円

(2) 教育職給料表二級以下の職にある者

ア 小笠原村以外からの赴任職員	日額 410 円
イ 上記ア以外の職員	日額 300 円

3 都議会に付議する時期

令和6年第1回東京都議会定例会

4 施行期日

令和6年4月1日

5 その他

本案決定後、知事に立案を依頼する。

第九号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について
学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の立案について、次のよ
うに知事に依頼する。

令和六年二月一日

東京都教育委員会

学校職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特種勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「小笠原村」の下に「に所在する教育庁出張所に勤務する職員が、同出張所の所掌する業務に従事したとき、又は同村」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京都教育庁小笠原出張所の設置に伴い、小笠原業務手当の支給対象を改める必要がある。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第十八条まで（現行のとおり） （小笠原業務手当）</p> <p>第十九条 小笠原業務手当は、小笠原村に所在する教育庁出張所に勤務する職員が、同出張所の所掌する業務に従事したとき、又は同村の区域内の都立若しくは公立の学校に勤務する職員が、その勤務する学校の所掌する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第二十条及び第二十一条（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十八条まで（略） （小笠原業務手当）</p> <p>第十九条 小笠原業務手当は、小笠原村の区域内の都立又は公立の学校に勤務する職員が、その勤務する学校の所掌する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第二十条及び第二十一条（略）</p>